

第3回山形県文化基本条例懇話会における主な意見等

日時：平成29年11月13日（月）14:00～15:00

場所：県庁701会議室

協議テーマ：整理された論点、条例骨子案について

〈各委員の主な意見〉

- ・全体的に問題はないと思う。資料1の文化の振興等の伝統工芸の例示に最上地区の伝統工芸が入っていない。亀綾織などもあるので県民感情としては4地区が入っていた方がいいのではないか。

【事務局】

- ・条例であるので、本文に具体名は入れず、前文になるべく例示で盛り込ませていただく。資料1はPR版のようなものですので、こちらには盛り込むことを検討する。
5つの例示は、法律で指定されているものであるが、ここでは広い意味で使っているので、検討する。

- ・新庄祭りや国宝、重要文化財なども東北一であるので、条文には入れなくてもいいが、PRする時のガイドブックなどには盛り込んでいただきたい。

- ・これまでの話し合いで出てきた意見は、条文に入れていただいております、組み立てなどもこれでいいと思う。

【質問】

- ・条文を読んでいると、「文化を育む人づくり」、「文化を活かした地域社会づくり」が私たちの切実な課題であり、その辺がどのように条文化されるか関心がある。

条文には、「講ずる」「努める」という言葉が数多く並んでいる。これについて事務局の考えを伺いたい。具体的には、第21条では「必要な施策を講ずるものとする。」第24条「必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」との違い等。条例を作ることには大賛成なので、これがお題目で終わることのないようにしていただきたい。

【事務局】

- ・事務局が意図することが的確に表現されていない部分がありますので、改めて検討する。3種類の言葉が使われているので、揃えるものは揃え、意味のあるものは意味のあるように整理をする。県の姿勢を示すものであるので正しく表現する。

- ・今まで出された意見をたくさん盛り込んでいただき感謝している。
- ・**資料1**文化の振興の芸能のところ、歌唱はどのようなものをカラオケや民謡を意図されているのか。学校では歌唱指導や器楽指導のように使われているので、どうしてもクラシックなどをイメージしてしまうので、もう少し別な表現があればと思う。

【事務局】

- ・大衆歌謡などについて歌唱と表現している。

・主に伝統的な文化の保存、継承が重要な部分を占めているが、情報化社会が進むにつれて、文化も新しいものがどんどん出てくるのが確実にわかっているので、時代の動きを敏感に察知してスピード感を持って対応できるかということも大事なことだと思うので、臨機応変に変更できる文言をつけなくてもいいのかなと思う。

【事務局】

・一度条例として規定してしまうと県議会の議決を経ないと変更はできない。この内容を臨機応変に変更できるという条文は書けない。事務局がいかに機動的に皆さんから御意見を頂いて、変更が必要な際に迅速に手続きを取れるかにかかっている。観光文化スポーツ部として一生懸命にやっていく。

・ここに書いてある分野はあくまで例示ということであり、それ以外のものが出てきた場合でも施策の方で臨機応変に対応していく。例えば第11条には、メディア芸術という新しい分野を規定しており、またその他の芸術という部分で、新しい芸術という価値が生まれてくればそこに当然に入ってくる。

・**資料2**の1ページ、第2段落。舟運が稲作の運搬に果たした役割は大きいですが、稲作そのものの発展を促したという意味の表記は避けた方がよい。紅餅ではなく、紅花による染色文化とか語句を変えられた方がいいのでは。それと青苧の衣料文化など。雛人形の部分は、雛人形を祭る文化、愛でる文化が発達したので雛文化と使った方がいいかも。この辺を少し検討いただきたい。

・黒川能が先に来て、県郷土館「文翔館」が来ると有形無形の順序が逆になるので、黒川能などの無形文化財、また、県郷土館「文翔館」をはじめとする有形文化財などとした方がいいのではないか。

・4ページ、第13条。雅楽、舞楽を並列してはと申し上げたが、雅楽の中に舞楽を入れ込んだということによいか。

【事務局】

・舞楽はそのような整理とした。稲作、紅餅のところは異質なので修正する。紅花と青苧については、並び称されるものとしてよろしいものか。

- ・ここ2～3年で、そういう評価になっている。

- ・ただし、値段は全然違う。青苧は全国トップという統計はない。紅花は全国トップ。金と同じ値段だった。全国各地と山形県各地でも違うし、出したものと入れるものと一緒になっているので整理されるとよい。

- ・こちらから出して全国的に影響を与えたものと入ってきてこちらに定着したものと今現在特色あるものになっているものを表現を分けるとわかりやすいと思う。

【事務局】

- ・舟運文化の書きぶり、文化財の部分についても修正する。

- ・鶴岡は、文化協会をNPO法人にしたことで見えてくるものがある。文化における行政の役割と文化団体の役割、どう連携するか。行政はスリム化を図るつもりで、民間団体に押し付けるような傾向が強くなってきていると思う。文化団体、事業者、県民を県や市町村がどのように支援していくのかが出てくるような仕組みにならないかと思う。いろいろなノウハウを市町村の担当者が持っているので、連携や育成のあり方の部分が、責務役割の中で整理されればいいと思う。

- ・**資料2** 1ページ前文7行目、最上川の舟運は、とあるが、最上川が果たしてきた歴史的な役割、最上川にこれから何が期待されているのかというのがあっていいのではないか。

- ・条例は長く続いていくものなので、2020年東京オリンピックパラリンピックの部分はなくてもいいのではないか。もっと長いスパンで世界的な文化の交流を進めていける文化行政であるべき。

- ・**資料2** 第18条、第24条以降の部分は、「努める」という言葉が多い。行政的な使い方として軽重があるのか、言葉の使い方の意味合いが違うのかを確認させていただきたい。

- ・全体的に、子どもの育成として文化に触れる機会を多くした部分、高齢者がいきいきと文化的事業に参加していく部分、県民全体が元気に関わりを持って行ける部分が活かされていると思っている。文章的な整理と姿勢を示すような書き方にするとよい。民間と行政が一体となって進めていかなければならないので、連携、支援がはっきりと出てくればよい。

- ・白鷹でも左沢でも鶴岡でもシルク産業に新しい芽が出てきている。食べるシルクは山形県初だと思う。新しい産業の育成という点では、桑の葉、桑の実、製品としての糸、山形県と

して高く評価を受けており、ある意味群馬を超えている。産業、観光、芸術を活かしたシルクにもう少し光を当てていったら、米沢も含めて総合的な産業になり得る。シルクの部分が含まれば良いと思う。

・子どもたちも含めた新しい芸術分野についても新しい時代に応じて新しい展開が県民みんなのもの文化として承認を受けられるような条例であれば良いと思う。

【事務局】

・産業の部分については、第28条に盛り込んだところである。また、行政と文化団体等との連携については、第2条基本理念の第7項のところに盛り込んでいる。2020年のオリンピックの部分については、条例を作る契機として入れたものなので。

・幼稚園、小学校の低学年の子供たちに接している。子どもたちに「文化」について聞いてみると多分、歴史あるもの、古いもの、わからない、などという答えが返ってくると思う。文化体験などで接しているけれど自分の中に取り込むことができないでそのまま大人になっていくと感じている。

前文の冒頭の「文化は人々に喜びや感動・・・」を子どもたちに言うと驚くのではないかなと思う。それは本質でありとてもいい文章だと思うが、現実とのギャップを埋めるような語りかけかたがあれば良いと思う。

・文化はその時代の人々に必要があって生まれ、時代が変わると必要とされなく滅びていくものも必ずある。文化も生き物である。過去のものを守るだけでなく、新しいものが生まれていいし、作り出していいんだという気持ちになるような文が入っていると良いと思う。

・ここに具体的にあげられるとあげられないでは受け止め方が違ってくると思う。そういう意味で、明治以降、日本全体を支えたのが絹産業である。日本遺産登録も受けて盛り上がっているのだから、県内に広く行き渡って産業が振興されているのでできたら配慮いただければと思う。

・江戸時代は紅花だが、明治時代に入ってから絹。ただし、絹は山形が主力ではなく、長野や群馬などいろいろある。米沢も産地としてはそう大きくはない。位置づけをどのようにするかである。

・**資料2** 1ページ 「出羽三山」への信仰や「草木塔」の造立などに見ることができ、などにしてはどうか。